

平成22年3月3日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 山口 佳美

平成21年(行ウ)第21号未払給与支払等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年1月26日

判 決

鹿児島県阿久根市浜町59番地

原 告

同訴訟代理人弁護士

小川 正

同

細川 潔

同

増田 秀

同

本多 雄剛

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

被 告

阿久根市

同 代 表 者 市 長

竹原 信一

主 文

1 被告は、原告に対し、180万1850円並びにうち49万7201円に対する平成21年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち52万4649円に対する同年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち39万円に対する同月21日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち39万円に対する平成22年1月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告に対し、平成22年2月から当裁判所平成21年(行ウ)第15号懲戒免職処分取消請求事件の判決確定まで毎月21日限り39万円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告に対し、平成22年6月から当裁判所平成21年(行ウ)第15号懲戒免職処分取消請求事件の判決確定まで毎年6月30日限り95万

5632円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 4 被告は、原告に対し、平成22年12月から当裁判所平成21年（行ウ）第15号懲戒免職処分取消請求事件の判決確定まで毎年12月10日限り8万6500円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 7 この判決は、1ないし4項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

10

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、180万1850円並びにうち49万7201円に対する平成21年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち52万4649円に対する同年12月10日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち39万円に対する同月21日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち39万円に対する平成22年1月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 主文2ないし4項、6、7項と同じである。

2 請求の趣旨に対する答弁

15

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 請求の概要

本訴請求は、原告が被告に採用されて被告の地方公務員として勤務していたが、平成21年7月31日被告代表者から懲戒免職処分を受けたので、その懲

25

戒免職処分の取消しを求める訴訟を提起し、その懲戒免職処分の効力を停止する決定を受けたにもかかわらず、被告がその決定に従って給与を支払わないとして、原告が被告に対し給与及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

被告は、原告を職場に復帰させれば公共の福祉に重大な悪影響が発生するなどとして、給与を支払うことはできないと主張している。5

2 爭いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いのない事実及び証拠によって認めることができる事実である。

(1) 原告と被告との勤務関係10

被告は、昭和 6.3 年 4 月 5 日、原告を採用した。そして、原告は、その後、被告の企画課、総務課、議会事務局、税務課及び総務課に配属され、平成 20 年 11 月 1 日から被告の市民環境課に配属され、主幹兼国民年金係長として被告の業務に従事していた。

(争いのない事実、甲第 1 号証)

(2) 懲戒免職処分及びその効力停止決定15

被告代表者は、平成 21 年 7 月 31 日、地方公務員法 29 条 1 項 2 号、3 号、阿久根市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例により原告を懲戒免職処分にした。

原告は、平成 21 年 8 月 26 日、当裁判所に対し、上記の懲戒免職処分の取消しを求めて訴えを提起する（平成 21 年（行ウ）第 15 号懲戒免職処分取消請求事件）とともに、上記の懲戒免職処分の効力の停止を求める申立てをした（平成 21 年（行ク）第 3 号懲戒免職処分効力停止申立事件）。20

当裁判所は、平成 21 年 10 月 21 日、上記の懲戒免職処分の効力を本案事件の判決が確定するまで停止するとの決定をした。そして、被告は、平成 21 年 10 月 22 日、上記の決定の告知を受けた。これに対し、被告は、平25

成21年10月27日、上記の決定を不服として即時抗告した。

(争いのない事実、甲第2、第3号証)

(3) 原告の給料

原告は、平成20年7月当時、その俸給を被告の一般職に属する職員の給与に関する条例別表第1の5級45号給に格付けされていた。
5

ところで、上記の5級45号給の俸給の額は、上記の別表によれば37万5700円である。ただし、被告が平成20年7月当時上記の俸給の額を6パーセント減じていたため（一般職に属する職員の給与に関する条例附則7項），原告の俸給の額は35万3158円となっていた。ところが、被告が上記の別表を改定して、平成21年12月1日以降の5級45号給の額が37万5000円になったため、原告の俸給の額はこれから6パーセント減じた35万2500円になった。
10

また、原告には扶養親族として妻、17歳の子、14歳の子、11歳の子がいるので、扶養手当は3万7500円であった（被告の一般職に属する職員の給与に関する条例6条）。
15

被告の給料の支給日は、毎月21日である（被告の一般職に属する職員の給与に関する条例施行規則2条1項）

(争いのない事実、甲第4ないし第6号証、乙第1号証)

(4) 原告の期末手当等

被告は、基準日（6月1日及び12月1日）に在職する職員に対し、それぞれ6月30日及び12月10日に、いずれも期末手当及び勤勉手当（基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給するものである。）を支給することになっている（被告の一般職に属する職員の給与に関する条例11条の2、11条の5、18条、26条）。

被告は、平成20年12月10日、原告に対し、期末手当70万2576円及び勤勉手当31万6159円の合計101万8735円を支給した。ま
25

た。被告は、平成21年6月30日、原告に対し、期末手当63万1078円及び勤勉手当32万4554円の合計95万5632円を支給した。

ところが、被告が平成21年11月30日期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げたため、仮に被告が原告に対し平成21年12月10日に期末手当及び勤勉手当を支給すべきであったとしても、その期末手当は60万7500円になり、その勤勉手当は27万9000円になるから、合計88万6500円になる（ただし、平成21年6月2日から同年7月31日まで及び同年10月23日から同年12月1日までの原告の期末手当は36万4500円であり、勤勉手当は16万7400円であるから、合計53万1900円である。）。

（争いのない事実、甲第4、第5号証、第7号証の1・2、乙第1ないし第3号証）

（5）被告の不支給

原告は、平成21年10月23日以降の就労日は毎朝、被告に出勤しているが、被告から就労を拒否されているため、帰宅して自宅で待機をしている。

被告は、原告に対する平成21年10月23日以降の給与を支払っておらず、今後の給与の支払も拒否している。

（争いのない事実）

3 本訴請求に対する当事者の主張

（1）原告

前記2(2)の懲戒免職処分の効力停止決定の被告に対する告知により原告は被告の職員たる地位を回復したにもかかわらず、被告は原告の就労を拒否するとともに給与の支払を拒否している。そのため、原告の生活は危殆に瀕しており、早急に給与について強制執行する必要がある。

（2）被告

原告が職場復帰することになれば、公共の福祉に取返しがつかないほど重

大な悪影響が発生することになり、また、このような原告に対して被告が支援することは被告の市民に対する裏切り行為であって、被告代表者として被告の市民に説明できるものではない。

なお、被告は平成22年度の勤勉手当の支給から成績率の導入を実施する予定であるから、現行支給額より減額支給の見込みが高くなる。5

第3 当裁判所の判断

前記第2の2(1)及び(2)で判示したとおり、原告は、被告に採用されて地方公務員として被告の業務に従事していたが、平成21年7月31日被告代表者から懲戒免職処分を受けてその地位を失ったものの、当裁判所が同年10月21日上記の懲戒免職処分の効力を本案判決が確定するまで停止するとの決定をし、同月22日これが被告に告知されたことによって上記の免職懲戒処分の効力が停止されたことにより、本案である当裁判所平成21年（行ウ）第15号懲戒免職処分取消請求事件の判決が確定するまで引き続き被告の地方公務員としての地位を有していることになる。10

したがって、被告は、本案判決確定まで、被告の業務に原告を従事させるとともに、原告に対し給与を支給すべき義務がある。15

なお、原告は被告の業務に従事していないが、これは被告が原告を業務に従事させることを拒絶しているためであるから、原告が被告の業務に従事していないことが原告の責めに帰すべき事由によるものであるということはできない。そして、被告が主張する事情は上記の懲戒免職処分の効力停止決定の審理及び判断の際に考慮されるべきものであり、これらの主張を含めて審理及び判断した上記の懲戒免職処分の効力停止決定が発せられた以上は、被告は、その決定に従うべき義務があるのであって、再び同様の事情を主張してその義務を免れることはできない。20

なお、被告が平成22年度の勤勉手当の支給から成績率を導入するとしても、当然に原告に対する支給額がこれまでよりも減少するとはいえない。25

第4 結論

以上によれば、原告が被告に対し、被告の地方公務員であることに基づき、平成21年11月21日支給の給与49万7201円及びこれに対する支払期日の翌日である同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、同年12月10日支給の期末手当及び勤勉手当合計52万4649円及びこれに対する支払期日である同月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、同月21日支給の給与39万円及びこれに対する支払期日の翌日である同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、平成22年1月21日支給の給与39万円及びこれに対する支払期日の翌日である同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、同年2月から当裁判所平成21年（行ウ）第15号懲戒免職処分取消請求事件の判決確定の日まで毎月21日限り39万円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金並びに平成22年6月から上記の判決確定の日まで毎年6月30日限り95万5632円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金並びに平成22年12月から上記の判決確定の日まで毎年12月10日限り88万6500円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める本訴請求は、平成21年12月10日支給の期末手当及び勤勉手当に対する同月11日より前の遅延損害金を請求する部分を除き理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条ただし書を、仮執行宣言につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

裁判官 牧 賢 二

これは正本である。

平成22年3月3日

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山口佳美

